

でんさいネットの仕組み

平成25年2月18日

地域とともに発展する

但馬銀行

1. はじめに

電子記録債権制度は、2008年12月、中小企業など事業者の資金調達の円滑化を図るために創設された制度であり、これまでの手形事務手続や印紙税、保管・搬送等に悩まされてきた事業者や、支払手段を一体化して資金を効率化させたい、あるいは売掛債権を有効に活用したい事業者にとっては、これらを解決する新たな決済手段として大変期待されています。



2. 電子記録債権とは？

電子記録債権は、手形・指名債権（売掛債権等）の問題点を克服した新たな金銭債権です。

電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記録機関の記録原簿に電子的な記録を行うことにより、債権の権利内容が定められます。



3.電子債権記録機関の役割

電子債権記録機関(株式会社全銀電子債権ネットワーク、通称名は「でんさいネット」)は、記録原簿を備え、利用者の請求に基づき電子記録や債権内容の開示を行うこと等を主業務とする、電子記録債権の『登記所』のような存在です。

4.手形はなくなってしまうの？

電子記録債権制度の導入によって手形が廃止されるわけではありません。

また、売掛金(売掛債権)は、手形の約6倍の金額規模があります。今後は、流通性の乏しい売掛債権をいかに電子記録債権に切り替えていくかがポイントとなります。

商品売上 1000万円 10日締め翌月末支払

現金60% 手形(3ヵ月後支払)40% の場合

通常の場合



「でんさい」の場合

2/10

売掛金
1000万円



でんさい
600万円
3/31支払

でんさい
400万円
6/30支払

3/31

現金
600万円

手形
400万円

6/30

現金
400万円

5. でんさいネットの特徴

①手形的利用

・中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、現行の手形と同様の利用方法を採用

・手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備

②全銀行参加型

・銀行の信頼・安心ネットワークのもとで、社会インフラとして構築される必要性を強く認識し、全銀行参加型を採用

・既存の銀行間の決済システムを利用し、確実に資金回収できる仕組みの提供が可能

③間接アクセス方式

・金融機関を經由して、でんさいネットにアクセスする方式により、現在利用している取引金融機関をそのまま利用できるため、安心してサービスを受けることが可能

・金融機関の創意工夫によって、それぞれの利用者ニーズにあったサービスを提供できる仕組み

6. 支払企業（債務者）のメリット

支払企業の悩み



「でんさい」の活用で解決

<p>手形の発行は事務手続きが面倒。 搬送代の負担も多い。</p>	<p>「でんさい」を使えば、手形の発行、振込の準備など、支払いに関する面倒な事務負担が軽減されます。 手形の搬送コストも削減されます。</p>
<p>手形の印紙税負担が大きい。</p>	<p>手形と異なり、印紙税は課税されません。</p>
<p>手形、振込、一括決済など、複数の支払手段があり非効率。</p>	<p>手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化することも可能となり効率化が図れます。</p>

7. 納入企業（債権者）のメリット

納入企業の悩み



「でんさい」の活用で解決

<p>手形の場合、紛失や盗難が心配。 保管も面倒。</p>	<p>ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配はなくなります。嚴重に保管、管理する必要がなくなりますので、無駄な管理コストを削減することができます。</p>
<p>手形の場合、必要な分だけ譲渡 や割引ができれば便利。</p>	<p>必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。手形にはない「でんさい」特有の大きなメリットです。</p>
<p>手形の場合、取立手続きが面倒。</p>	<p>支払期日になると取引銀行の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続きは不要です。</p>
<p>振込の場合、入金日までの資金 繰りが大変。</p>	<p>「でんさい」は流通性の高い債権です。「でんさい」であれば、これまで資金繰りのために利用できなかった債権も譲渡や割引などが可能になり、無駄なく有効に活用することができます。</p>

8.利用可能金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・農林系統金融機関・商工中金など、でんさいネットに加入している全国の金融機関で利用できます。

但馬銀行を窓口として、
「でんさいネットサービス」
をご利用ください



9. 利用するための要件

属性要件

- ・ 法人、個人事業主、国・地方公共団体
- ・ 本邦居住者
- ・ 反社会的勢力に属さないなど、利用者としての適合性に問題がないこと

経済的要件

- ・ 金融機関に決済口座を開設していること
- ・ 金融機関による審査を経ていること(債務者として利用する場合)

利用資格要件

- ・ でんさいネットによる「債務者利用停止措置」中でないこと
- ・ 破産、廃業等していないこと

10.利用申し込み

でんさいネットを利用するには、取引金融機関に利用申込書を提出する必要があります。

①行内基準に沿った一定の審査があります。

②行内基準に沿った書類の提出が必要です。

11. 利用方法

間接アクセス方式を採用しているでんさいネットでは、利用者は金融機関を経由してでんさいネットにアクセスしていただきます。

但馬銀行では、お客様の利用チャネルを「インターネットFBサービス」とさせていただきます。

12. 利用料

- ・固定料金

 - 月額基本料

- ・従量料金

 - 発生記録

 - 譲渡記録

 - 分割記録

 - 変更記録

 - 口座間送金決済

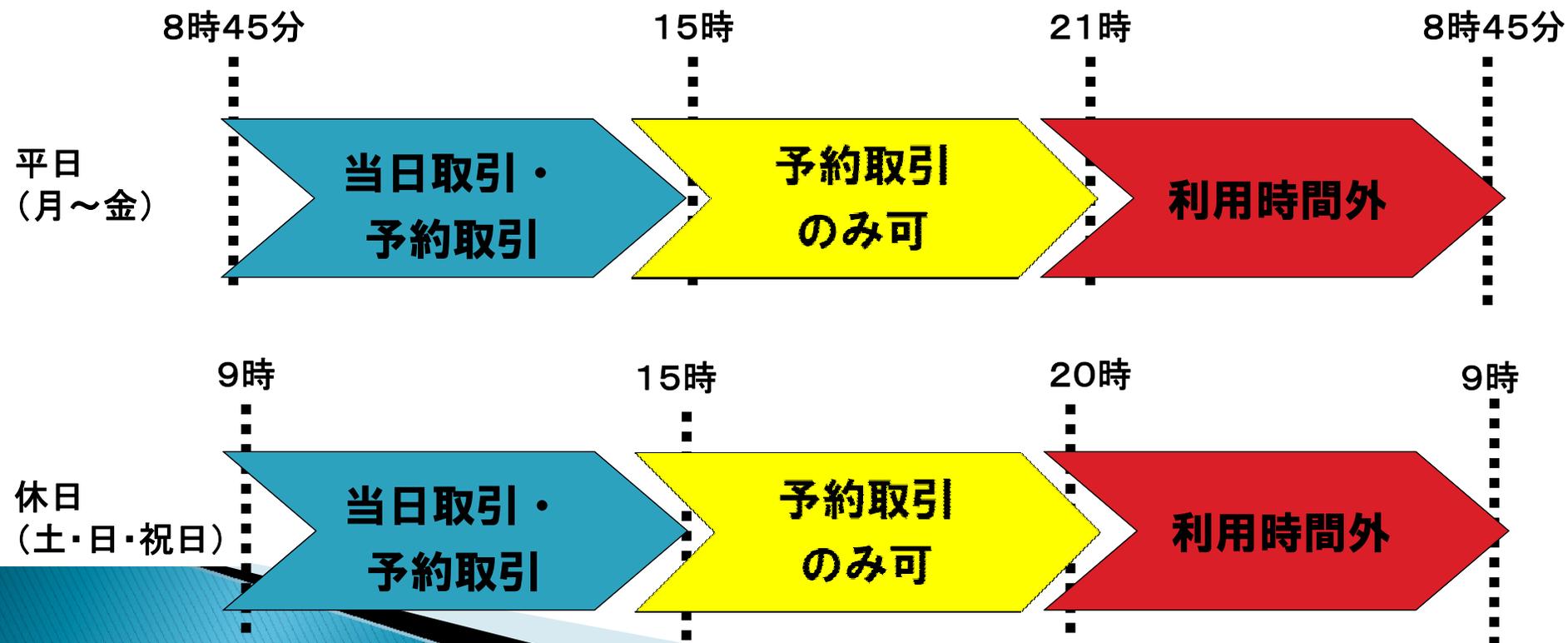
 - 口座間送金決済の取消

 - 開示

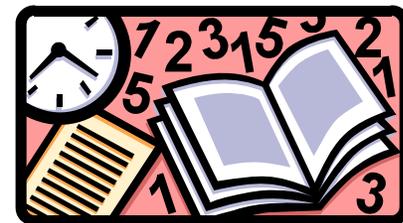
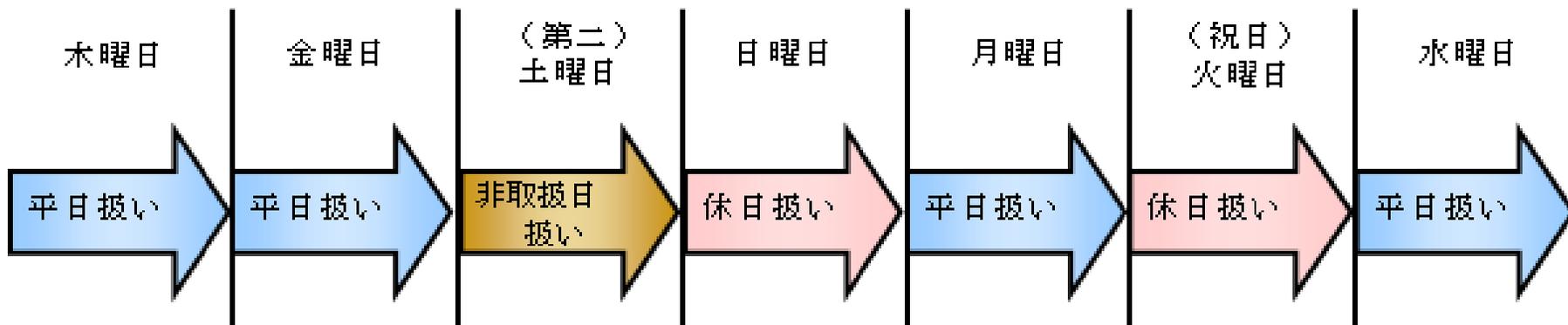
 - 開示(特別開示)

13. 営業日

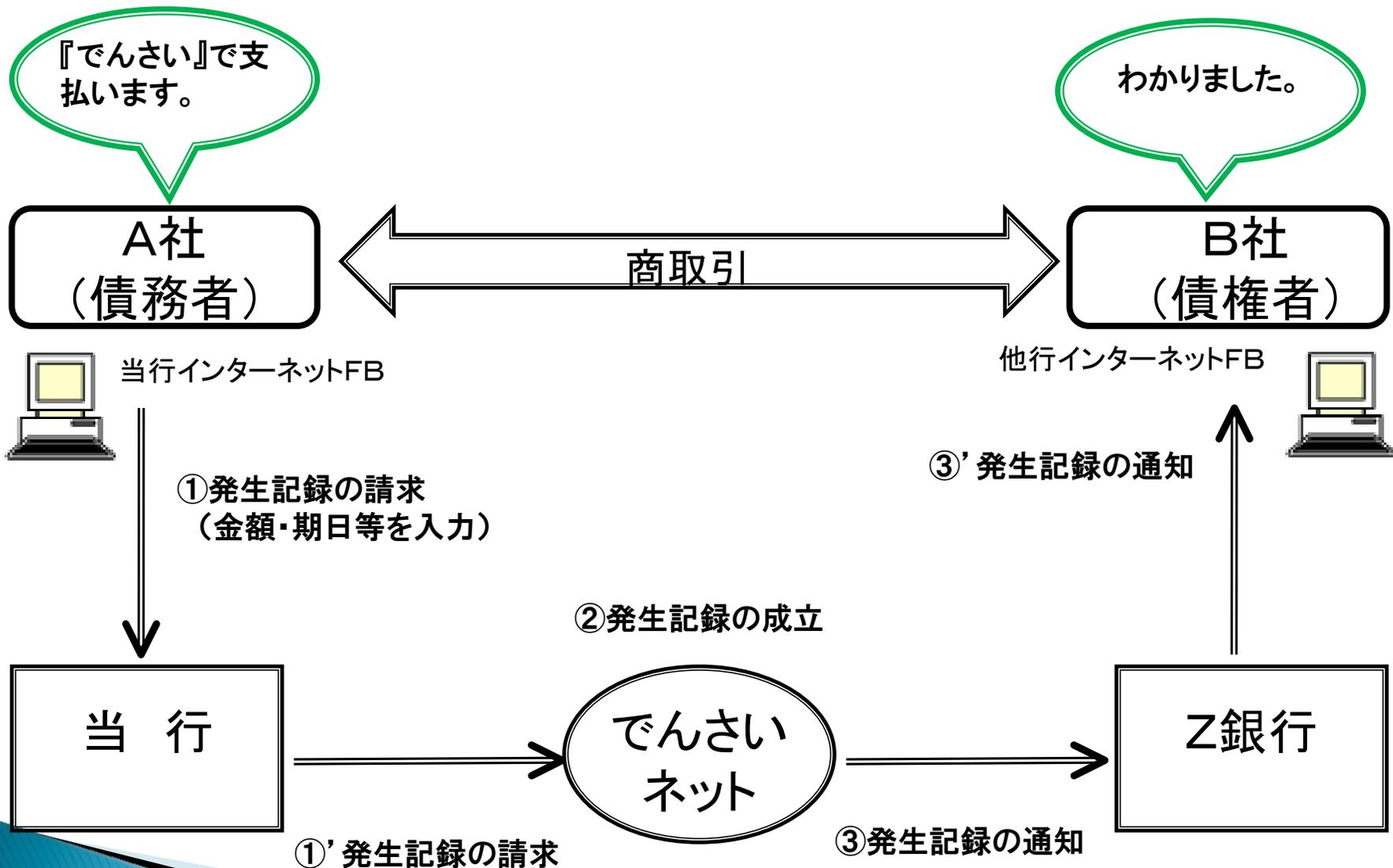
取扱区分	利用時間帯
取扱日	平日(月～金)と休日(土・日・祝日)
平日(月～金)	8:45～21:00
休日(土・日・祝日)	9:00～20:00
非取扱日	12月31日から1月3日、5月3日から5日および、毎月第2土曜日の終日



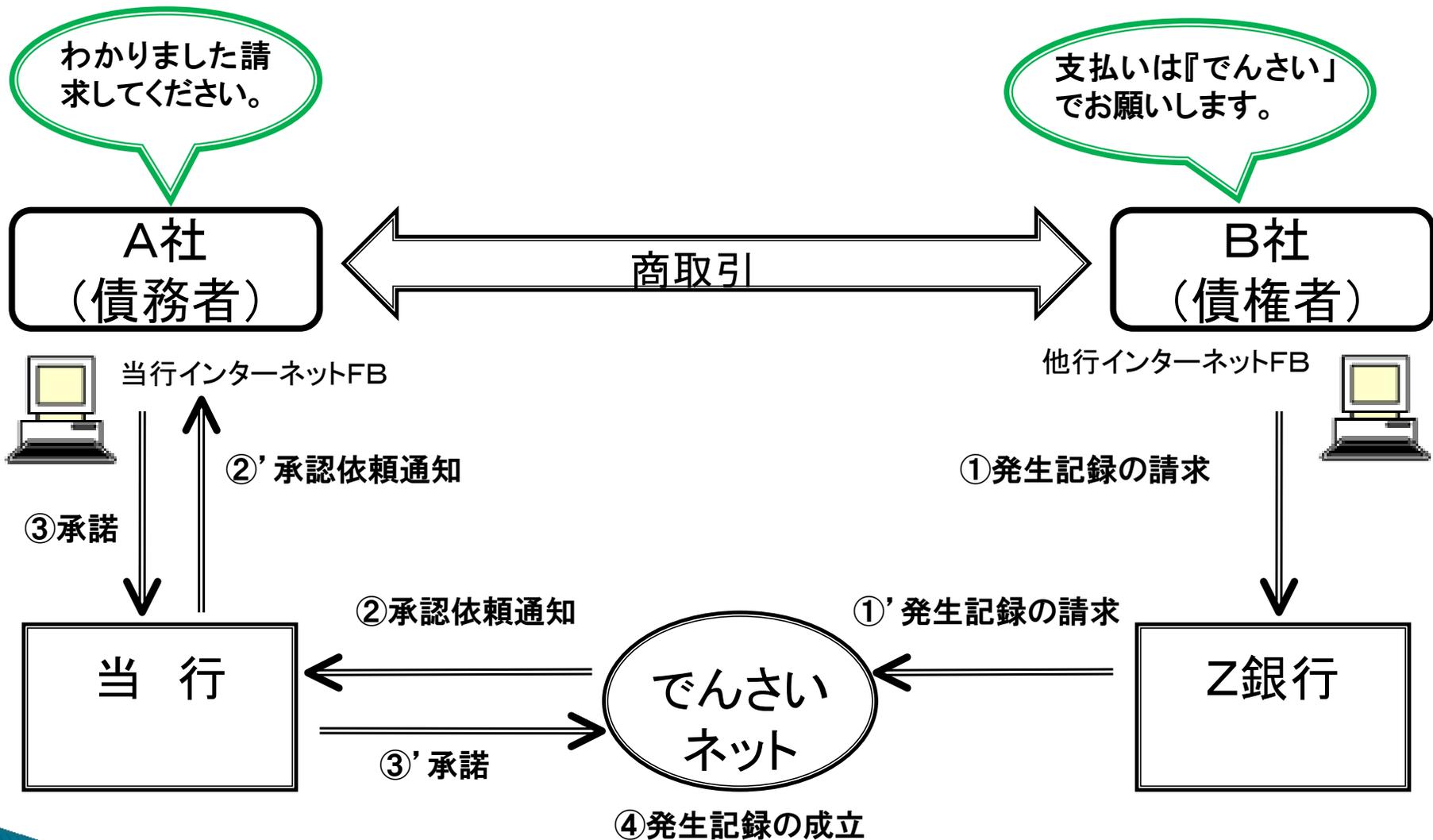
(例)火曜日が祝日の場合、火曜日は休日扱いの利用時間帯になります。



14. 「でんさい」の発生（債務者請求方式）



14. 「でんさい」の発生（債権者請求方式）



否認 または
通知後5営業日経過 → 不成立

15. 発生記録の記録事項

【発生記録】

(債務者情報)

- 名称・・・A社 代表者 x x
- 住所・・・兵庫県豊岡市千代田町 ● ● - ● ●
- 決済口座・・・但馬銀行ABC支店 当座 9 8 7 6 5 4 3

(債権者情報)

- 名称・・・B社 代表者 v v
- 住所・・・兵庫県神戸市中央区 ▲ ▲ - ▲ ▲
- 決済口座・・・Z銀行 ▲ ▲支店 当座 9 8 7 6 5 4 3

(債権金額) ￥10,000,000円

(支払期日) 2013年8月12日

(決済方法) 口座間送金決済により支払います。

(記録番号) M001

16.記録の制限

でんさいネットで取扱できない記録

- ・譲渡を禁止する旨の記録
（譲渡禁止特約の取扱い不可）
- ・債権金額を1万円未満とする発生記録、分割記録
- ・債権金額を100億円以上とする発生記録
- ・支払方法を分割払いとする記録
- ・支払期日を発生日から1年超の日付とする記録
- ・支払期日を発生日から7営業日目未満の日付とする記録

17. 予約請求機能

1か月先までの日付を指定した予約請求(発生・譲渡・分割譲渡)が可能です。

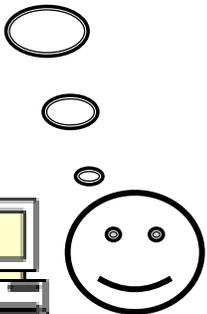
月末に支払いがあるから早めに予約しておこう！



A社(債務者)

【発生記録の予約請求】
■債務者…A社
■債権者…B社
■債権金額…¥10,000.000円
■発生日…20XX年M月31日

予約内容はあらかじめ確認できるから安心！



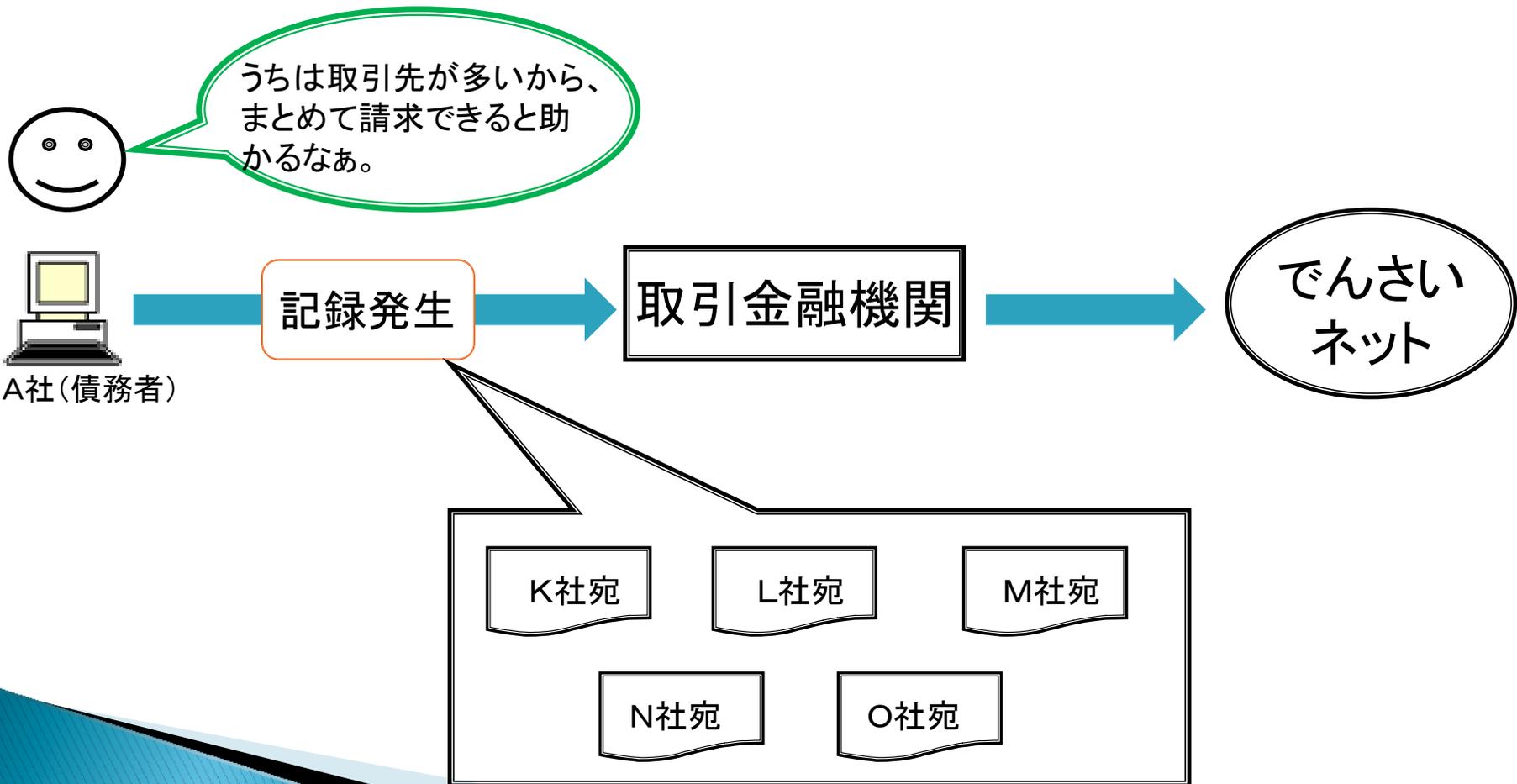
B社(債権者)

日	月	火	水	木	金	土
		1				
				31		

【発生記録成立】
■債務者…A社
■債権者…B社
■債権金額…¥10,000.000円
■発生日…20XX年M月31日

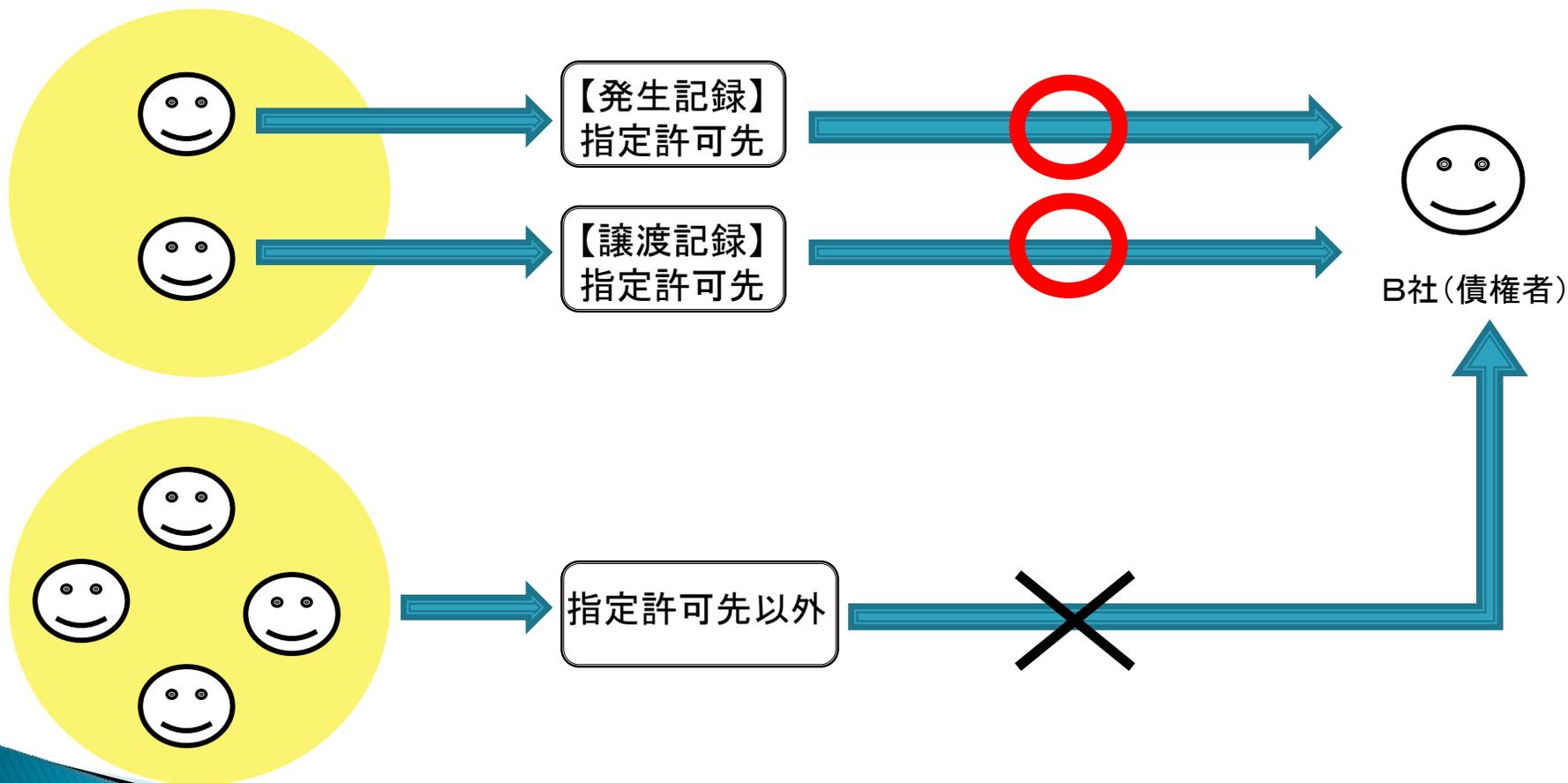
18.一括請求機能

発生記録請求、譲渡記録請求、分割記録請求は、それぞれ複数の請求を一括して行うことができます。



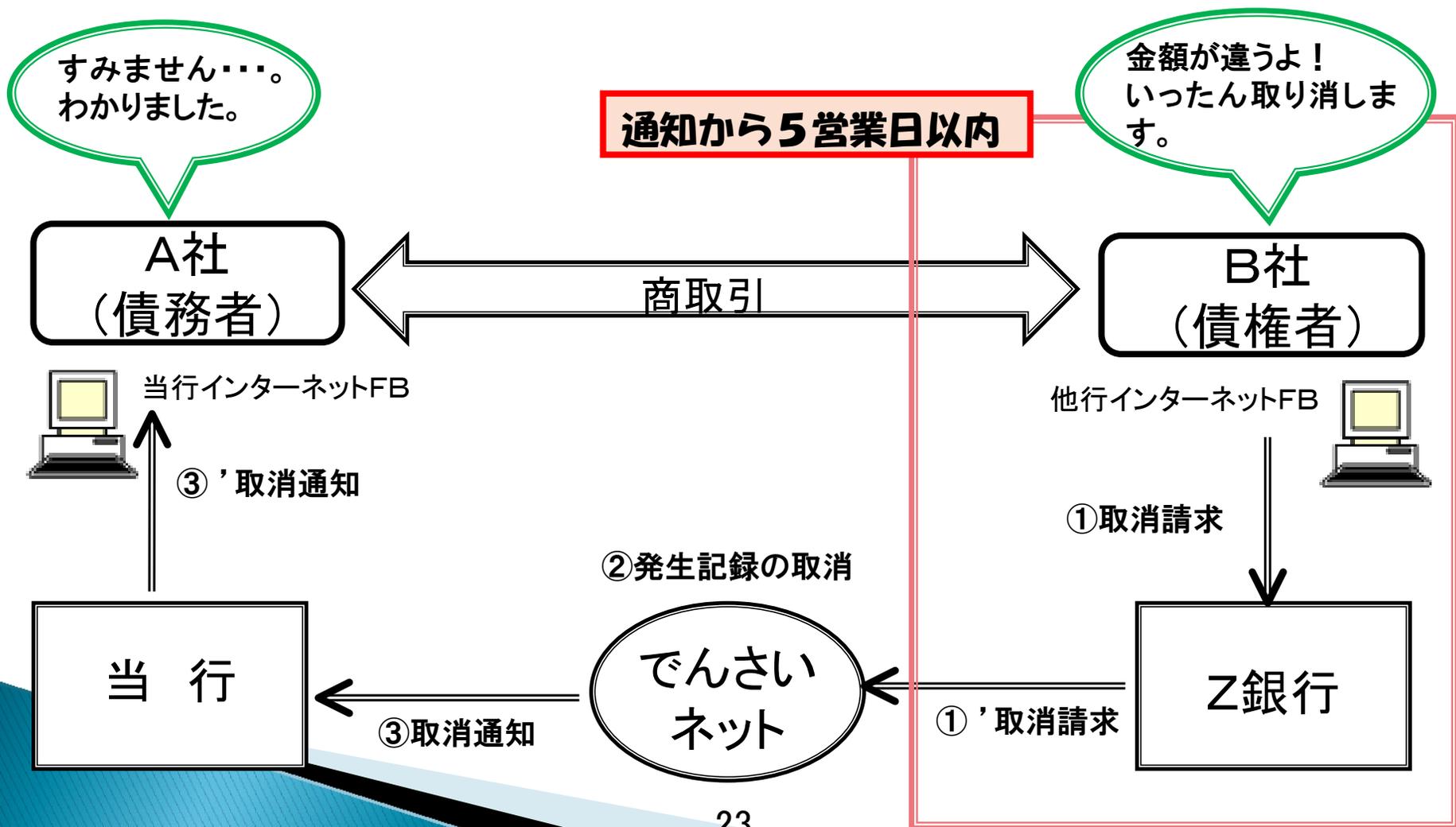
19. 指定許可機能

記録請求の通知を受ける相手方を限定するため、「指定許可機能」があります。



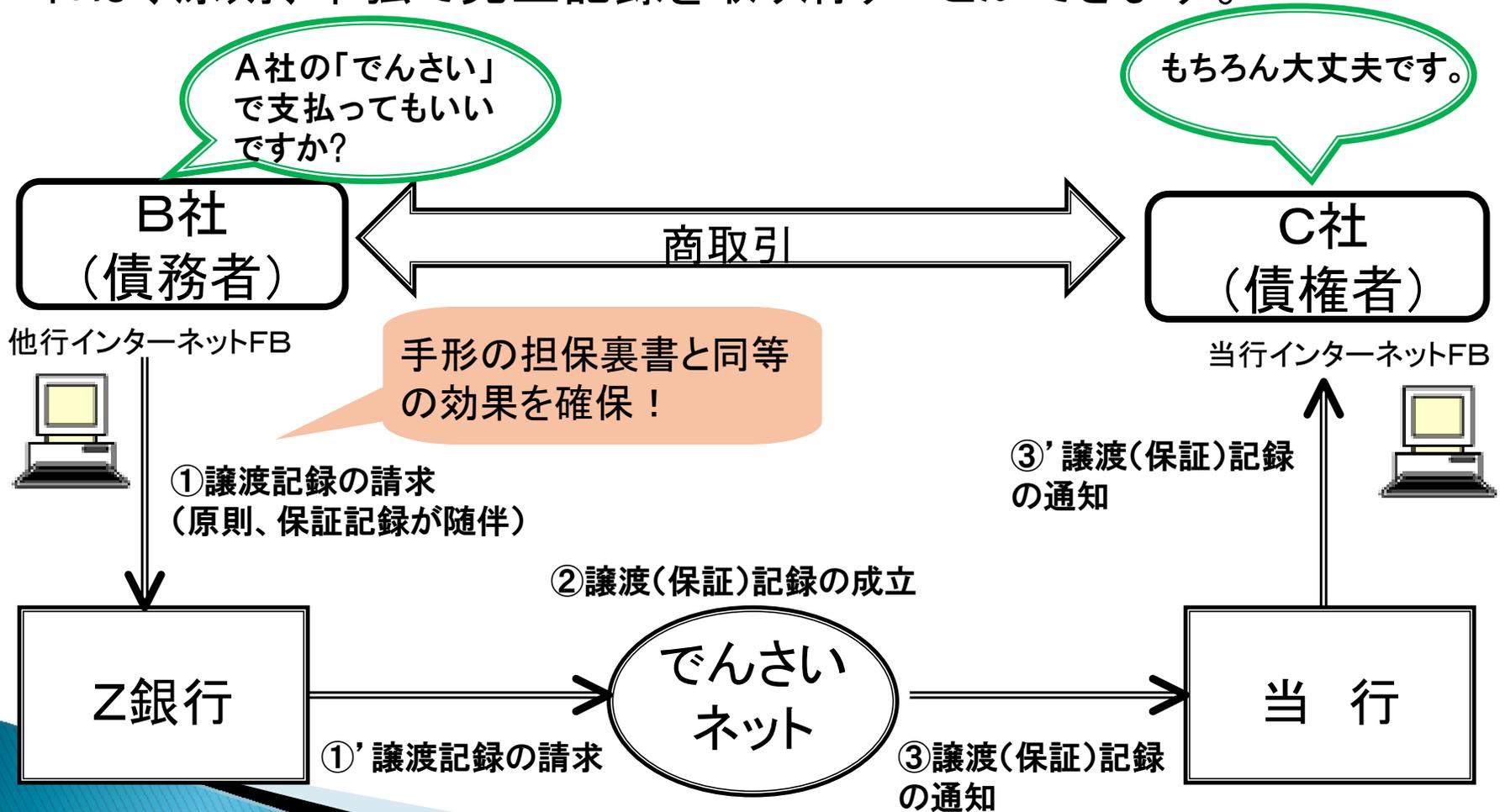
20.発生した「でんさい」の取消方法

債務者請求方式で発生した「でんさい」の場合、債権者は、5営業日以内であれば、原則、単独で発生記録を取り消すことができます。



21.「でんさい」の譲渡

「でんさい」は、譲渡人の譲渡記録請求を受け、でんさいネットが譲渡記録を行うことにより譲渡されます。譲渡人は、5営業日以内であれば、原則、単独で発生記録を取り消すことができます。



22.「譲渡記録」の記録事項

【譲渡記録】

(譲受人情報)

- 名称・・・C社 代表者 c c c
- 住所・・・大阪府大阪市北区◇ ◇ - ◇ ◇
- 決済口座・・・V銀行XY支店 当座 4 5 6 7 8 9 0

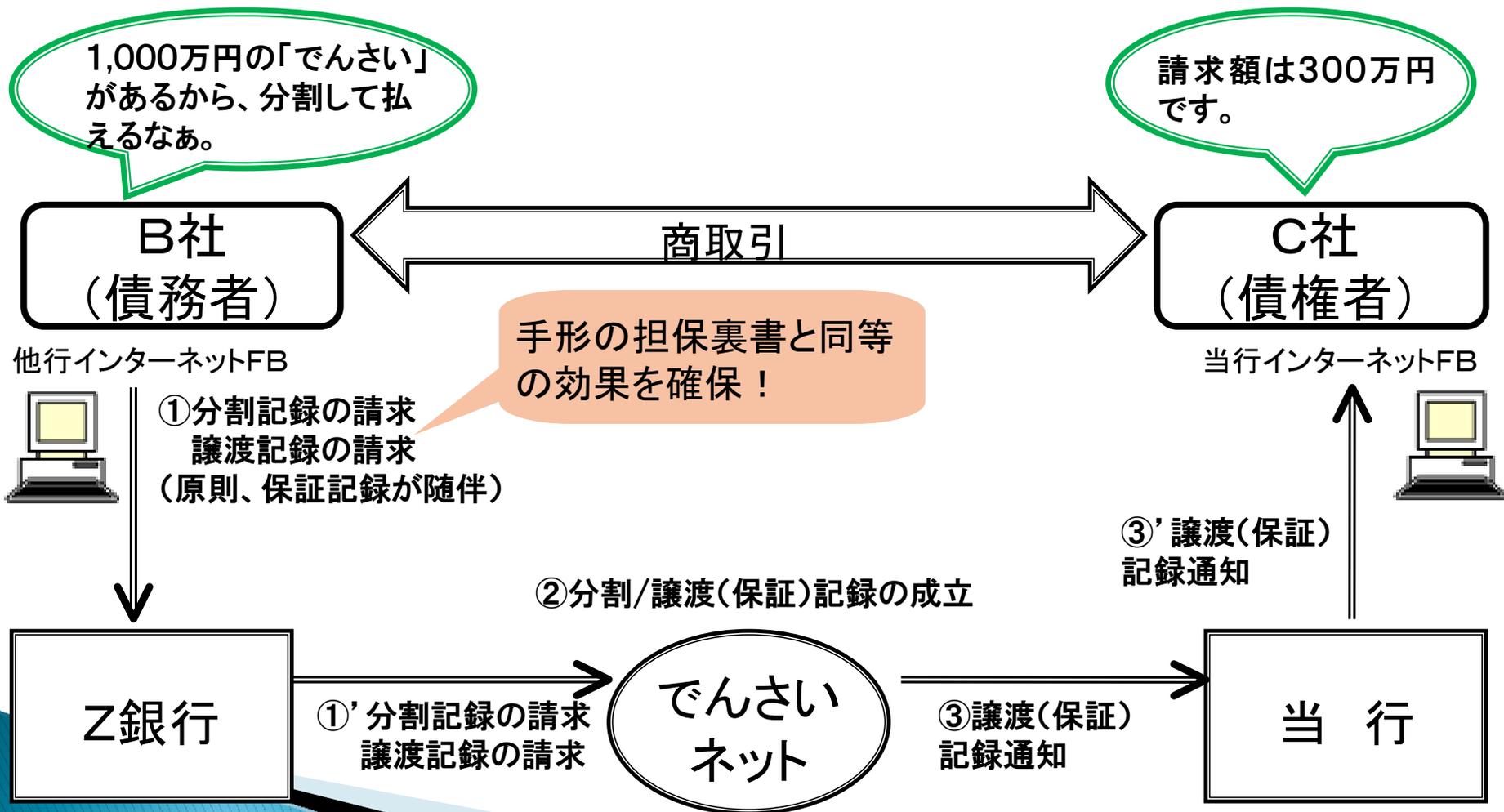
(譲渡人情報)

- 氏名、住所

※譲渡人が相続人の場合のみ記録

23.「でんさい」の分割譲渡

必要な金額だけ分割して譲渡することができます。
手形にはない「でんさい」のメリットのひとつです。



24.「分割記録」の記録事項

【発生記録】

(債権者情報)

- 名称…B社 代表者 v v
- 住所…兵庫県神戸市中央区▲▲ - ▲▲▲
- 決済口座…Z銀行▲▲支店
当座 9 8 7 6 5 4 3

…略…

(債権金額) ¥10,000,000円
⇒ ¥7,000,000円

《親債権》

【発生記録】

(子債権の発生記録) M002

300万円
を分割

転写
(債権金額を除く)

《子債権》

【分割記録】

(債権者情報)

- 名称…B社 代表者 v v
- 住所…兵庫県神戸市中央区▲▲ - ▲▲▲
- 決済口座…Z銀行▲▲支店
当座 9 8 7 6 5 4 3

(債権金額) ¥3,000,000円

(子債権の記録) M002

(親債権の記録番号) M001

【譲渡記録】

【発生記録】

あらたな「でんさい」
がもうひとつできる
イメージだね。

子債権は必ず譲渡する
必要があります。

25.譲渡・分割・保証の回数制限

法律の規定

記録機関の判断で譲渡・分割・保証に回数制限を設けることが可能。

⇒利用者は、残りの記録回数を確認する負担が生じます。

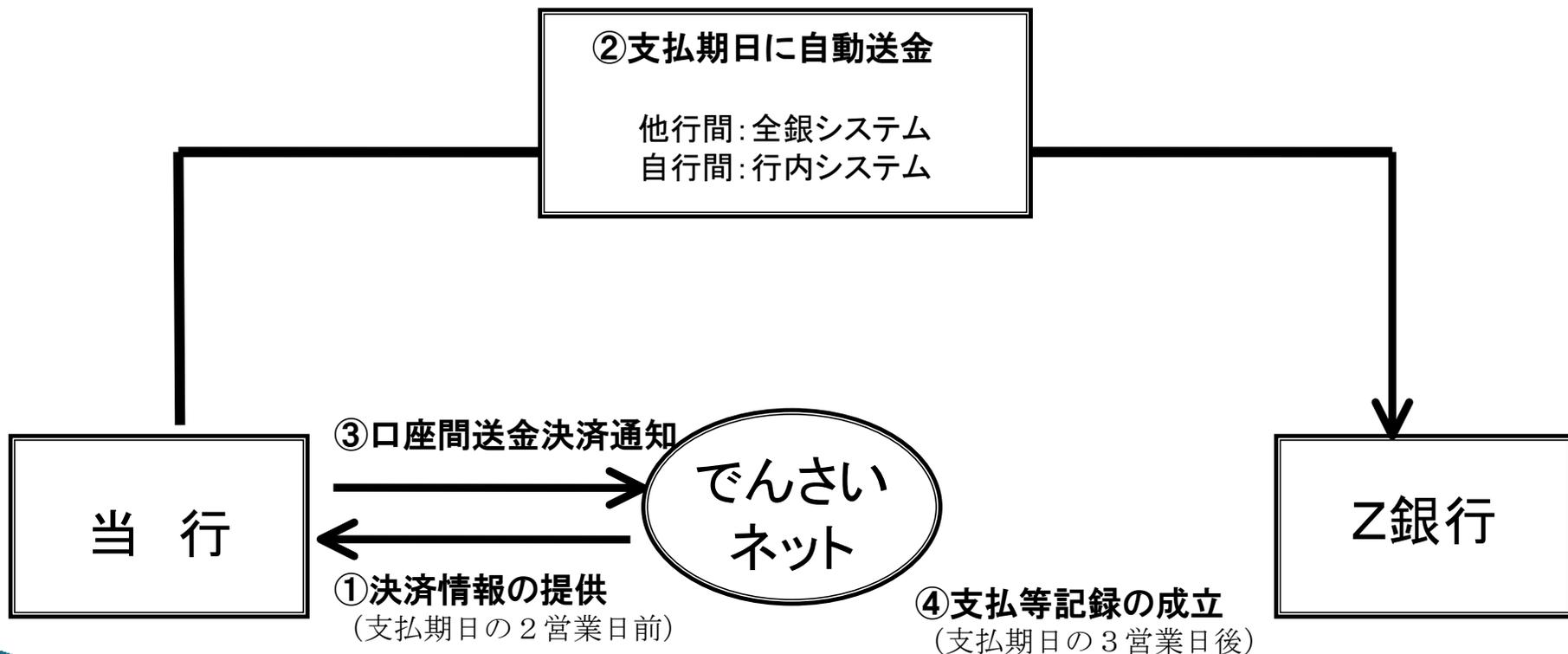
でんさいネットのルール

でんさいネットでは、利用者が残りの記録可能回数を気にすることなく、安心して受け取れるよう、譲渡・分割・保証に回数制限は設けていません。

26.「でんさい」の支払い

口座間送金による支払いが原則です。

期日になると自動的に送金されるため、振込手続き、取立手続きのような面倒な手続きは一切不要です。



27. 決済口座の種別

当座預金口座または普通預金口座が利用できます。

※金融機関によっては、当座預金に限定されている場合もあります。



28. 決済資金はいつから利用できるのですか？

手形の場合

日	月	火	水	木	金	土
	25	26				

交換日 資金化日

でんさいの場合

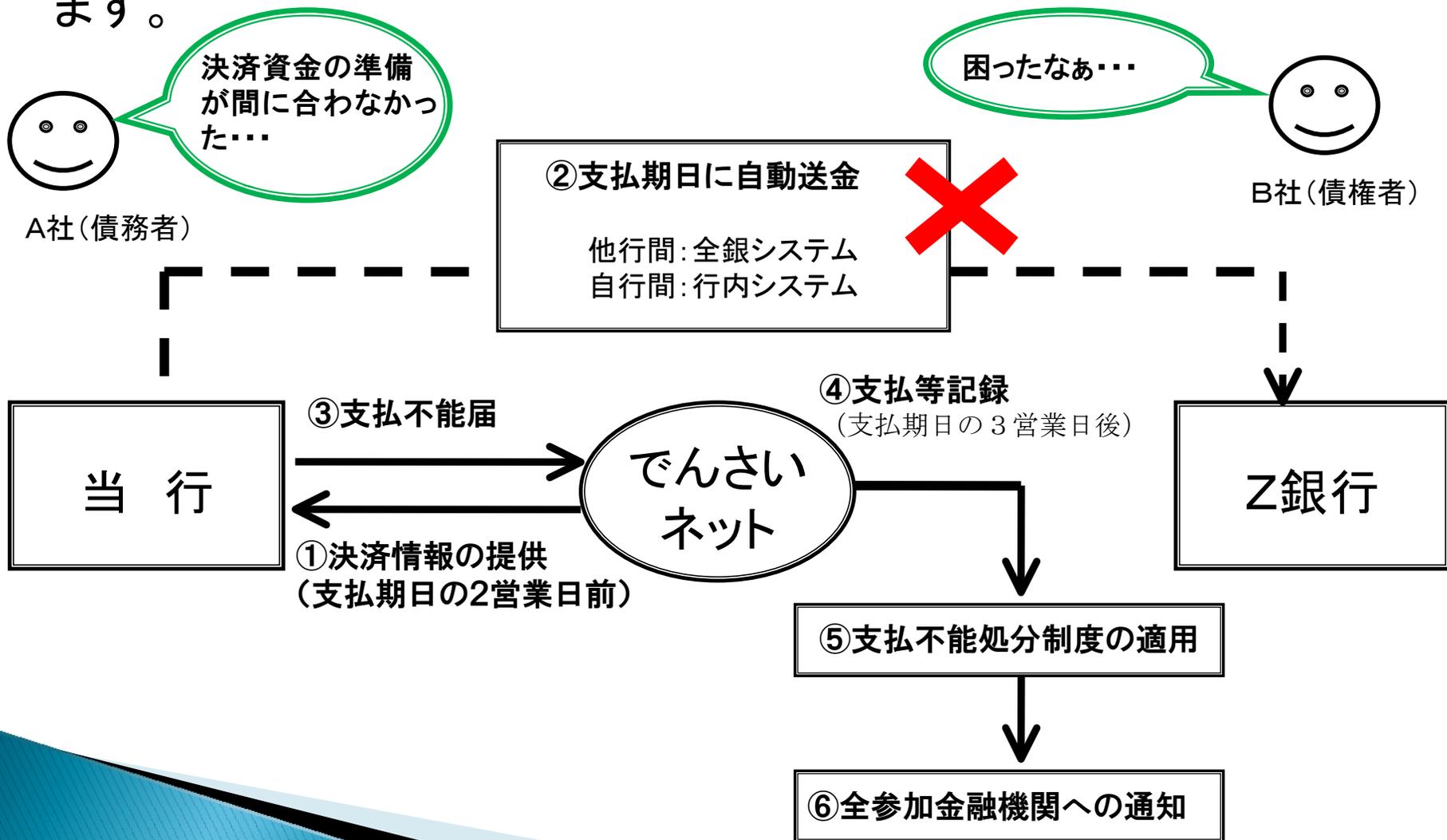
日	月	火	水	木	金	土
	25	26				

支払期日 = 口座入金日

※債権者口座への入金時刻は、債務者の資金準備状況等によって異なります。

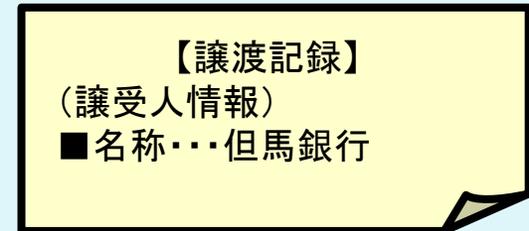
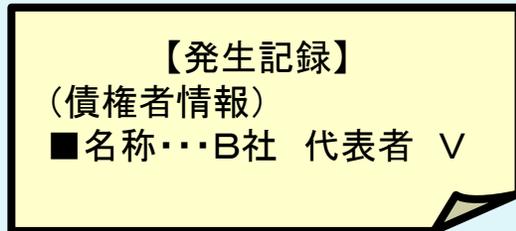
29. 支払期日に資金不足になった場合

債務者に対し、手形の取引停止処分と同等のペナルティが課されます。



30.「でんさい」の割引

手形のように、金融機関に譲渡することで「でんさい」の割引を行うことができます。割引は金融機関が行う業務であり、取扱可否や審査基準等は金融機関によって異なります。



「でんさい」の割引
をお願いします

B社(割引依頼人)

割引実行

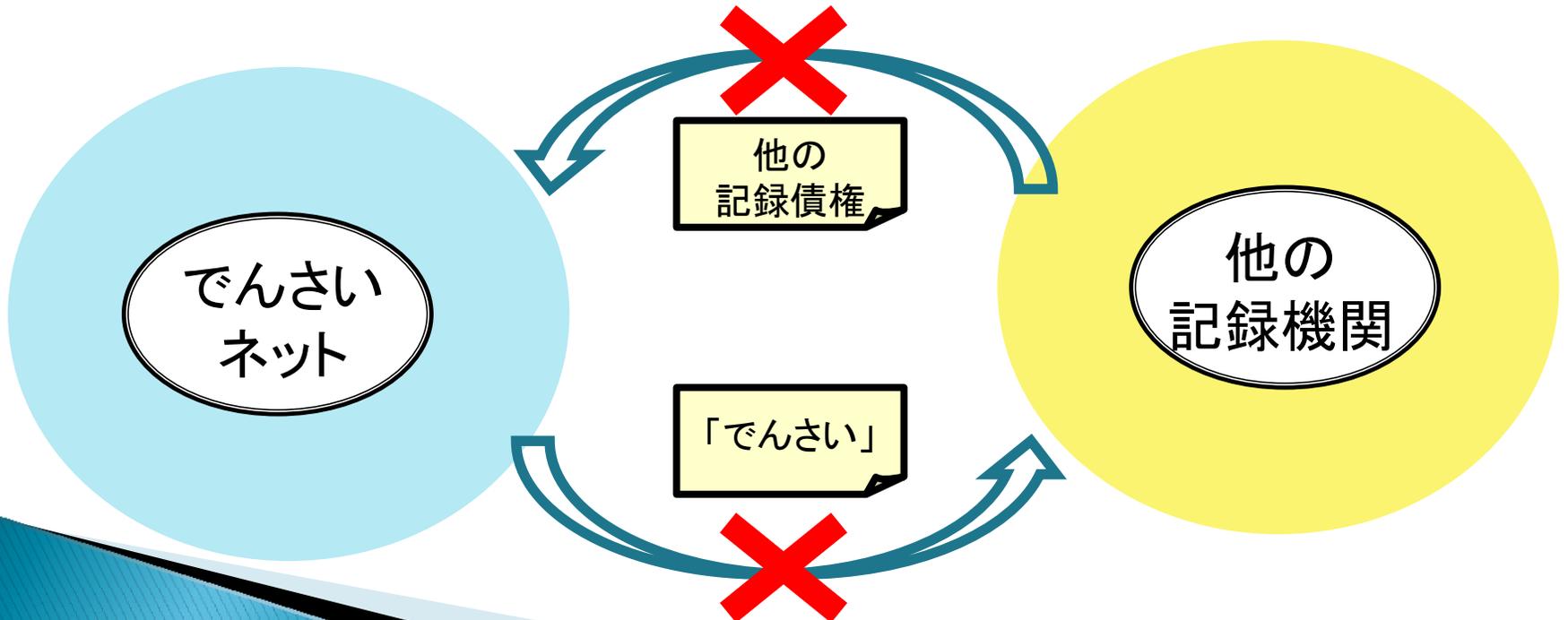
「でんさい」を
譲渡



31.ほかの記録機関との関係

他の記録機関で発生した電子記録債権は、でんさいネットでは利用することはできません。

でんさいネットを利用するには、でんさいネットと利用契約を締結したうえで、でんさいネットで新たに「でんさい」を発生させる必要があります。



でんさいネットのお問い合わせは
但馬銀行 法人営業部 営業推進課

担当： 玉置、鎌田

TEL:0796-24-2111(代表)

E-mail:houei@tajimabank.co.jp

詳細については・・・

株式会社 全銀電子債権ネットワーク

TEL:03-5252-3595

HP:HTTP://WWW.densai.net/

